ちょっと待って!民法改正! 知っていますか?成年年齢が20歳から18歳に?!

誰が18歳にしたいの?

現在、民法の成年年齢を20歳から18歳に引き下げようという動きが具体化しています。 しかし、内閣府が「18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契 約をできるようにすること」に賛成か反対かを聞いたところ、「賛成」とする者の割合が18.6%(「賛 成である」7.4%、「どちらかといえば賛成である」11.2%)、「反対」とする者の割合が79.4% (「どちらかといえば反対である」32.2%、「反対である」47.2%)でした。(内閣府「民法の成年年 齢に関する世論調査」2013年10月調査)

18歳になったら何が困るの?

→消費者被害が拡大すると言われています!

マルチ取引の相談は12.3倍!

マルチ取引に関する相談件数を比較すると、「20歳~22歳」は「18歳~19歳」の約12.3倍です(国民生活センター調べ。2015年)。20歳になった途端、若者がマルチ取引の勧誘を受けていることが分かります。

ローン・サラ金の相談は11.3倍!

ローン・サラ金に関する相談件数を比較すると、「20歳~22歳」は「18歳~19歳」の約11.3倍です(国民生活センター調べ)。20歳になると、貸金業者からお金を借りることができますので、借りすぎなどのトラブルも増加します。

→79.4%が反対しています!

実際にあったこんな被害!?

① 投資用DVD

20歳の誕生日に友人から呼び出されて、「お金が儲かるDVDがある」と勧誘されて、50万円を貸金業者から借りて、購入した。

→実際にはいくらDVDを観ても儲かる話はなく、 借金だけが残った!

② 高額な美容整形

インターネットで「特別優待!」「脱毛無料!」 という広告を見て、美容整形外科に行ったら、カ ウンセラーに100万円の手術を勧められて、断れず に、クレジットを組んで契約してしまった。

未成年者取消権が使えなくなる!?



現在、未成年者は、高価な買い物をするときには原則として親の同意が必要ですし、同意がなければ契約を取り消すことが出来ました。これを未成年者取消権といい、消費者被害防止の最大の「防波堤」となっているのです。

しかし、成年年齢が18歳に引き下げられると、18歳、19歳の若者は、取り消すことが出来 なくなります。

つまり、高校3年生の進路に悩む多感な時期や、進学や就職で環境が変わったばかりの不安な時期に、自分や友人が深刻な消費者被害に遭う可能性が出てくるのです。

対策は大丈夫なの?

消費者被害の拡大を防止するためには、

- ・若者がよく利用する取引には特別の取消権を創設する ・若者が簡単に借入できないようにする
- ・若者がよく利用するインターネット取引被害を防止する方法を考える ・消費者教育を充実させる

・・等々対策を立てる必要がありますが・・・。

→現状では、十分な対策が立てられているとは言えません!